

# 令和元年八郎潟町議会第3回臨時会 会議録

令和元年12月26日(木)

- 議長 村井 剛 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第3回臨時会は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。2番 柳田裕平君、3番 伊藤敦朗君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、第3回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午前10時20分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
今回の臨時会の議案は、八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定についての、1議案であります。  
したがって、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。  
それから、この場をお借りしまして先程の委員会で、来年度、議員視察研修について話し合いがありました。  
その中で、3月の当初予算にその研修旅行の予算を組み込まなければいけないということで、皆様に来年の1月早々にアンケートを募集しますので、どうか一つご協力をお願いいたします。その結果をもって1月中には計画を立てて、予算の内定の方をお願いをするという形にいたしましたので、どうかご了解いただきますようお願いいたします。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります  
それでは、日程第3、議案第59号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 このたびの職員の不祥事について、町議会議員の皆様並びに町民の皆様、多大なるご迷惑と不信感をおかけしたことを深くお詫び申し上げ、本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
  
議案第59号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について  
本議案は、今般の町職員の懲戒処分に関連し、町長、副町長及び教育長が管理監督責任を負うため、給与の減給を提案するものでございます。  
減給の内容は、令和2年1月分の給与をそれぞれ10%減じるものであります。  
処分対象者が管理職員ということもあり、町三役が連帯して管理監督責任を負うものでございます。  
よろしくご審議のほどお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
- 議長 村井 剛 これより、議案第59号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、5番 石井議員。
- 5番 石井清人 5番 石井です。ただ今提案されました減給条例ですけども、まず1割カット、1ヶ月ということについては、特段異議ありませんけども、ただこの後、参考までにお聞

きしたいのですけども、この後、職員はいろんな団体の事務や会計を司っておりますから、この後似たような事例がなければいいんですけども、再発防止という面ではあるいはそういうことを話われて何かこの後対策をとるのか、参考までにそういうところありましたら教えてください。なければいいですが、別の機会にでもいいですけども、もしありましたらお願いします。

議長 村井 剛 千田副町長。

副町長 千田清 まず今回の不祥事に対しては、本当にお詫び申し上げます。  
各種団体については、やはりどうしてもその団体で管理していただければよろしいけれどもなかなかそうもいかないということもありますので、今回、課長会議等で課長等には印鑑と通帳は別々にということと、それから団体においても定期的に監査していただきたいという旨を通達しております。以上でございます。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか、他にありますでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 今回の提案された議案に対する質問させていただきます。  
というのは私、かなり非常に申し訳ないですけども、ここに町長、副町長、教育長というのがございますけども、教育長さんはどういう形で今回のこの対象になって、ようするに教育委員会そのものは独立性があつて、教育長さんそのものが実質の管理者ではないんじゃないかと、という感じで自分も今朝からいろいろ聞いたり何だりして来たんですけども、前は県の役員の方も教育長さんがなというお話をされておったので、ちょっと今お聞きします。

それと後、非常に議長これに関しての質問であればよろしいですか、質問されても。それと今回の事案に対しては、非常に先程町長からもございました。私もいろいろと見て来たんですけども、まず懲戒と分限と比喻しておりますけども、これは委員の方々が3名の方がなってやったと思うんですけども、この懲罰的なものとして懲戒と分限の使い方というのは、どういう形でこれを使ったのかそれ一つと、それと後我々議会としてもね、これはやっぱり議会事務局の体制の整備ということで、我々議会も一つの攻があるんじゃないかと、ようするに管理そのものが我々感知してなかったんですけども、ようするに議長並びに副議長さん方が、どういう立ち具合でこういうものを管理されておったか、それともそのものが実際もう任せっぱなしであったのか、そこら辺が一つの大きな問題だと思います。

それと調べてきてるんですけども、懲戒処分の基準ということで第5条の中で、これ八郎潟町の懲戒処分基準であります。これに公表する懲戒処分の内容は、対象者の所属名云々、ようするにそれを伏せて公表しなさい、というようなことをこの文章の中にはあるんですけども、その特定される人間を分からないように公表してください、というような文言が第6条の2の中に謳われております。

だからそこら辺の形のこの取扱いなんかも考えられますし、その分限と懲戒という形でこの表があるんですけども、この規定された今回の採用されたものが、この表の中の一般服務の中でどの部分がされて懲戒と分限ということになったのか、その説明ですねこれは私もネットから取ってきてやっております。

だからまず一つ目としては、懲戒と分限の違い方、考え方を委員長さんからそこら辺の説明を一つ、それと後は先程話された停職1ヶ月というその根拠ですね、そこら辺とようするにこの処罰を見ますと、公金ではない訳でして、そこら辺の取り扱い方がどういう形で取り扱ったのかということを、そこら辺我々にお知らせ願えれば有難いです。

ようするに公金ではないですけども、ただやったことは非常に悪質なことで、これは許される訳ではないですけども、そこら辺をどういう形で今回の処罰方法というんですか、懲戒と分限の二つの形にしたのか、そこら辺まず私勉強を見てみたら公金・公物処理不適正という形でいくと、減給・戒告という形になってるんですけども、これは停職なると非常にまた重い形になって、そこら辺の町としての考え方、それと教育長さんの今回の事案の関係で入っている、それと後、我々議員の立場としての事務局との対等な立場、そこら辺の管理状況、議長と副議長がどういう形で今迄管理されてきてこういうものが出来たのか、まず大まかにその形でご答弁いただければ有難いです。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 懲戒等の審査委員会は私と教育長と総務課長で行いました。  
その中で、連帯して責任を負うと、管理責任を負うという提案理由にもありますが、そのことがまず原因だということは、期間が長いとか対象者が管理職員という責務はあ

る関係から、連帯して3人が責任を負うということになっております。  
それから分限と懲戒については、総務課長の方から。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 分限を併用しての処分ということでございますが、懲戒処分につきましては公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる処分でございます。分限処分の場合は、職場の秩序維持のための関係でございます。

簡単に言えば懲戒の方が繊細であるのに対して、分限というのはこの職場の課長から主事までございますけども、その関係の秩序を保つためのものがございます。

それから、公表でございますが規定がございまして、懲戒処分により免職なった場合は、名前を公表しなければならないことになっておりますが、その他に関しては規定によりどこの所属か、それから性別等をお知らせすることになっておりますので、それに従いまして今回公表させていただきました。

それから、今回の処分に当たりまして懲戒規定のどこに該当するか、と言ったご質問だと思いますけども、その規定の第3条によりまして3条の3項、公害非行関係について別表第3というのを規定しております。

その表を見ていきますと、第3表で公害非行というところで(1)から(15)まで規定してございまして、その(6)に該当するものと判断いたしまして、免職と停職の二つに該当するのですが、停職の処分をしたこととございます。以上です。

議長 村井 剛 議会の方の対応について問われましたけども、この度の今回の終了後、皆さんとこのことについて相談をしたいというようなことで、議会運営委員会で決定しておりますので、本会議終了後帰らないで議員の方は残ってください。

10番 金一義 議長ここでしゃべってけれ、議会の中でしゃべってけれ、あなたの考えしゃべってければ。

議長 村井 剛 私、実はこのことについて副議長と相談をしております。その中では今後この互助会の徴収方法についてどうするかということでこの後、私の方の任期がもう一年ありますけれども、年間の大筋の今後の支出の状況等を考えますと、3月まで徴収して新しい年度になれば、徴収しなくてもほとんど良いのではないだろうか、という風に考えております。

もし超過する場合は、懇親会等の会費等もありますのでその時の状況によっては、オーバーする場合もある訳でありまして、その時に足りない分については出席した人の方々から徴収するという形にしたいと、ただ、私共の互助会はいわゆる懇親会の他に慶弔費があります。

慶弔費の場合は、結婚の場合はあらかじめ3ヶ月位前に大体分かるので対応出来る訳なんですけど、仏の方は急にやってくるのですぐ対処しなければならない、という風なことがありますので、その点については千円位という形の徴収は残るのではないだろうか、と、ただし、来年の一年については大体概ね大丈夫ですので、その件につきましては任期が変わる新しい議員の体制になった段階で、新しい議員の方々でそのことを協議するのではないだろうかという風に思います。

10番 金一義 議長、そのことではない。ようするにね、我々議員としての対等な事務局との立場上彼のことだけを責めるのではなくて、我々の落度がどこにあったのか、ようするに我々議会議員として、事務局との対等な立場でやってきたでしょうから、我々はそこまで立ち入ることは出来ません。

長と副との関係がうまくやってきて、その帳尻とか通帳見たとかって我々分からないことであって、だからそこら辺の強い言葉で言えば、責任の取り方どうするのかということなんですよ、はっきり言うと。

これはやっぱり我々とようするに3役が100分の1とか出してるけど、極端なことを言えばですよ、そうすれば我々一般議員としてもそういう責任の取り方があるんじゃないか、ということで私今質問してることであつて。

議長 村井 剛 はい、分かりました。

10番 金一義 結局、そこしゃべってるのだ。あなただけでなく、我々12人の議員の取り方がねどういう形でこれは後からでもいいんだけども、その考えを議長としてどういう感じで思ってるか、そこを聞こうとして今質問してることであつて。

議長 村井 剛 はい、分かりました。最初の段階での事務局とのこのお金の管理について、どうしてきたかという風なことがありましたので、実は今迄は事務局長を絶対の信頼の元で行ってきたと、しかしながら改選があれば、改選時においてきちんと精算することになっておりますので、その時点で物事がきちっとなるという意識もありましたので、そういう意味で今まだ任期は3年目でありますので、そういう意味では信頼をしながら今迄きたという風なことであります。

それから、私としての責任の取り方、町当局は10%、そして一ヶ月間の10%、という形の処遇ということで、今回、条令として提案された訳なんですけど、このことにつきましては私の責任の所在も明確にしなければならないだろうという風なことで、実は当局の方とも新しく局長になった小野さんとも、このことについて協議をして参りました。

それで基本的には、今の条例の中ではちょっと無理があるという風なことで、それでは私自身個人としてはどう取り扱えばいいのかという風なことで、実は私個人的に自主採納という形で、町当局と同じような形で責任を取りたい、という風なことを実は申し出た訳なんですけど、実はこのことは寄付行為にあたるので出来ない、という風なことが示されまして、実はこの自主採納そのものは、この間のつい最近の高市総務大臣が文科省の時間の処分に関して、自らが自主採納して責任を取るというやり方をしておりましたので、私もそれだったら出来るのではないかという風なことで、その申し入れをした次第です。

しかしながら、寄付行為に当たるのでそれは出来ないということでありましたので、私が議員でなくなった段階で、何らかの形でこれを示して行きたいという風には考えております。

なお、議員の皆さん全体についてどうかという風なことについては、今の全体の皆さんに対することについては、若干差し控えたいと思いますし、それは今回の本会議終了後、皆さんの意見を聞きながら対処していきたいものだという風に思っております。

以上であります。

議長 村井 剛 はい、10番 金議員。

10番 金一義 今、議長からも話あるんですけども、議会事務局との体制について基本条例の中に議会は議会及び議員の改革形成に立案機能を高めるために、議会事務局の調査、公務機能を積極的に強化するものとする、というような文言が載っております。

だから今後のためにもようするに、少なくとも一年に二回位は通帳のコピーなどをいちいち決算打つ必要もないので、コピー等を取って全員の方に配付するそういう仕組みを議会として取る必要があるんじゃないかと、決算打たなくても我々そんなにお金年3回位より使っていないんだから、だから通帳のコピーさえあればそれで確認出来ると思うので、そういうことを提案します。

それと先程の総務課長から話あった罰則の、3条の別表の6の部分、もう一度お願いします。

総務課長 小野良幸 八郎瀧町職員の懲戒処分等に関する規定、平成31年規定第1号でございますが、これの第3条の懲戒処分の基準の第3項、公害非行において職員が非違行為を行った場合の標準的な処分量定は、別表3のとおりとする。

そして別表3を見てみますと、(1)から(15)までありまして、具体的には(1)放火、(2)殺人と続いて行きますと、(15)がストーカー行為と、でその中の具体例を示された場合には、懲戒処分の基準として免職、停職、減給、戒告に該当しますという風な規定になっております。

今回の事案に関しましては、(6)に該当するという事で、審査委員会の方では認識をいたしました。という説明でよろしいでしょうか。

10番 金一義 ようするに先程からも説明あったんですけども、懲戒と分限のね、その見極めの中でどちらが正しいという訳でもないんですけども、その二つの使い方の考え方、もちろん当局の考え方がね、そこら辺があれだなぁと思ったりして今再度質問してる訳です。

懲戒というのは非常に重い感じなんですけど、分限というのはまずある程度温情的なものであって公金でもないですし、そこら辺がどういう判断でもって、さっき読まれたことは分かりますよ。

だからまず公金でもなかったんで、そこら辺の考え方が何処に重点を置いてその処罰対象の考え方になったのか、3人の方々に話し合われたと思いますけども、そこら辺の考え方をもう一度、委員長さんでありました副町長からお願いします。

副町長 千田清 先程も申し上げましたとおり、まず平成26年からということの期間の長さ、それから管理職、課長という職務の部下を統率するそういう管理責任、それらを十分精査して処分を下したということでございます。以上です。

10番 金一義 はい、まず分かりました。それともう一度お聞きします。教育長さんの今回の大事な議案の中にね教育長という形も入ってますけどもその考え方をもう一度、いろんな人の考え方があって、教育委員会はあれだから教育長さんはというような話が、今朝も何人かの方に県の退職者の方とかいろいろな方に聞いてきたんです。  
そしたら、町の考え方もあるでしょうからどうのこうのということ、実際は教育委員会そのものは独立して、教育長もそこまで任を負うのかなというような感じだったので、そこら辺私勉強不足だったので、町としての管理責任が本当に教育長さんまで及ぶのかどうか、そこら辺の考え方をお知らせ願えれば有難いです。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 審議の過程の中で、教育長自ら自分も処分の値があるだろうということで、報告を受けております。今回はやはり連帯責任組織で動くということを重んじて、私もそういうことを認めた次第でございます。  
それといろいろな意見あると思いますけども、そういうことを重視してこの度の処分となったことをご理解いただきたいと思います。

10番 金一義 はい、よく分かりました。これ見てる人いるだろうと思って、言ってることであっておそらく私電話かけた人も見てると思う訳ですよ。  
それで言ってる訳で、そこら辺町の考え方で本人のそういう申告があったというのであれば、それはそれとして、ただこの後のないんだろうけども、この後の者にもというのは考えられるところがありますので、そこら辺もう一度精査してきちっとした形でやっていただければ有難いです。以上です。

議長 村井 剛 他に、はい2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 10番の金さんのお話に関連しますが、先程の委員会でも、こういう話がありました。議員の皆さんは新聞で報道されてる以外は、何も詳しく聞いていないということで議長の方から一度そういう説明の場を持ってもらって、議員の中でまた意見交換して、この後、こういうことが起きないようにというような話も出ておりましたので、委員会として一応議長にはそういう要望をしております、ということをお報告しておきます。  
それから一つ私からいいですか、ちょっと調べたんですが、互助会の会則というのがあるんですね、よく見たら。  
この中に、この会の会計会務は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとし、会長はこの決算を報告しなければならない、という会則が私議員になったときに頂いたのがありましたので、これに基づいて考えるとやはり議員の中でもやっぱりこういうのを気付いて注意しておれば、どっかで解決にはいかないだろうけども本人に、こういう話をして会計報告しなさいよと、やることになってるとそういう話が出れば、またちょっと状況も変わったのかな、ということをお考えしておりました。以上です。

議長 村井 剛 はいどうも。他に、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 今日の議題が議題ですので、本来であれば一つの議案にあまり時間をかけられない状況ですけども、今日は非常に事が事なので、慎重にある程度議論をさせて頂きたいと思っております。  
それで先程来の10番さんの発言、意見の中にもかなり関連してくると思いますが、私なりに一通りこう事前にある程度調べてみました。  
というのは、第一印象として教育長を対等に、先程、町長の話で連帯責任の話もありましたが、管理監督責任ということがちょっと一般的に見れば、何故そういう風に同等に扱うのかと、いう風な見方が大分あります。  
ですからこのことについて、私はちょっと調べさせてもらったんですけども、というのは、こういうのもあります。これはおそらく総務課長さんその他の皆さん見てる、確認してるとは思いますけども、八郎潟町の課の設置条例、これは当然皆さんお分かりのとおり、23年の4月1日に全部改正を行っております。  
この中に第1条にこれ紹介しないと皆さん分からないかもしれないので、第1条に省

略した文章の中に町長の権限に属する事務を分掌させるというのがあります。

いわゆる、これこれの課に町長の権限を持ってる者を仕事させますよ、ということですよ。その中に教育課は入っていません。これがまず一つ。

それから八郎潟町の行政組織規則、これは当然皆さん見てると思いますが、これも同じく全部改正されたものです。

第1条にやはり町長の権限に属する事務を処理するためにと、こういう風なのが入ってます。いわゆる町長の権限に部局外まではいってないです。町長の権限は明確に示れてます。

この中にどんな仕事をするかというのは、全部羅列されてますから、そういう風なことになると、いわゆる町長の権限に含まれるものはどうかというのは、これに事細かく書いてますから。

そういうことで、いわゆる町長の権限に属する事務とは、区分されていますよということを書いてます。

それから、対照的なのが八郎潟町教育委員会事務局組織・規則、これは同じ年にやはり全部改正して、23年4月1日に施行されてます。これによりますと、その町長部局の場合は課の設置だとか職員の分限・懲戒とか処分の方法とか、あるいは行政組織のこととか、皆んな個別の条例規則で定めてます。規定とかで。

ところは教育委員会の場合は、ある程度こういうのを網羅した形で教育事務局組織・規則の中に網羅されてると、こういう風なことです。

この中にやはり同じように第1条、八郎潟町教育委員会の権限に属する事務、八郎潟町教育委員会の権限に属しないものまでは、口出しは出来ません。

いわゆる町長部局のことまで、教育長さんがとやかく言うことは普通であれば求められれば別ですけども、普通であればあり得ない、町長部局も町長の場合も教育委員会がやってることに対して直接どうのこうのということとは出来ない。これが分担です。分担責任というのがありますけども、このことからすると私はやはり町長、副町長と教育長さんを並べるという風なのは、如何なものかということですよ。

こういう風な感じからすると、やはり分担されてると、もう一つ、皆さんにご紹介したいのは、文部科学省の見解があるんですよ。

この文部科学省の見解で行きますと、非常にこういういろんなことを書いてありますが、やはりこの教育長さんといわゆる組長さん、町長さんと教育委員会、教育長との関係は非常にこれ端的に分かちやすいので、ちょっと紹介したいと思っておりますけど、地方自治体における行政責任は、その多くが組長が負ってる、教育委員会に関する事務については主に組長から独立した教育委員会が責任を負ってやってると、教育委員会が所管する教育事務については、組長の指揮・命令は及ばず、組長は教育委員会の命令や予算編成などを通じて、間接的に責任を負ってる、だから全く関係がないのではなくて、予算の関係とか人事とか細かく言えばいろんな面で町長がやってる分野が非常にあります。

だからお互いに支え合ってやってる訳ですけども、機構、仕事の内容、これは分担しているということをはっきり言ってます。

だから私共はこの度の事件についても、そういう風なことからすると何故こういう風に分けたのかちょっと書いてあります。これもちょっと改めて紹介するけども、理由は教育について政治的中立性、継続性、安定性の確保が求められる、教育の場合はですね、で奥義性の機関を通じて公正中立な意思決定を住民意思の繁栄を図る、とこういう風なことが言われてます。

ですから、奥義性というのは我々その教育委員の方々の同意をやってる議会に当然係る訳ですから、我々も関与・関係はしてますと、いずれそういう風な委員の奥義性に基いて運営されてると、ですから教育委員会がやってることと、町長部局がやってることが皆一体だよということは、ある程度分担してるとということがちゃんと書いてあるんですね。

ですからそういう風なことからすると、責任は皆一緒だよという考えはどうかなと私はそういう風に考えております。

これに対して私は今のままではちょっと理解が出来ていないので、皆さんの説明なり何なりがあつて、私の認識がちょっと違っていればこれは正さなければなりません。

ですけれど、このままでただ賛成か反対かと言われるとちょっと困りますので、こちら辺は大体そういう風な意味合いも込めて、10番さんは言ってると思っておりますけども、そういう風なことからすると、もう一度改めてご答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つ悪いんですけども、ちょっと時間かかりますけれども、新聞で報道された中に庁内、いわゆる役場の中で調査したというのがありました。で着服が発覚したと、ただね、先程ちょっと互助会の話も出ましたけども、我々のこれはポケットマネーですはっきり言って、役場のお金は3分の1も5分の1もビタ1文も入ってないですから、ですからそういう風なことからすると、我々のポケットマネーでやってるのを何

故庁内調査を優先したのか、これは議会が互助会がやっぱり優先すべき問題ですよ。  
ですからそれをやっぱりちゃんとしないと、何をやってもとにかく役場が調査したり役場が指導したりというのはちょっと違うので、この点は実際役場の庁内で調査して発見したとあるから、このことについてもう一回ちょっとお知らせ願いたい。  
それからもう一つ、後これで終わります。いわゆる記者への情報提供というのは、12月の14日に新聞に発表になりました、さきがけ新聞に。  
これはなるほど議員に対する説明はある程度、内容まで私ちょっと把握してませんが説明はあったそうですから、10日の日に説明があったと、14日にさきがけに載ったとこういう風なことになってますから、公表が12月の18日に公表なってるんですね、12月の18日の公表ですけども、議員の中にある程度10日に概略説明したと、処分もこれから検討するよ、とこういう風なことになってますから、そこら辺が関与したのかなとは思いますが、何故公表する前に言うなれば処分についてもこの後確実にやるよと町長発言出てます。  
というのはまだそういうのが全く分からない状態で、新聞沙汰にするということは、これは当局が情報提供したものですか、何とですか。この点を私はやっぱり公表後であればこれはやむ負えないとは思いますが、公表前ですからこの点についても、もう一つご説明をお願いします。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問関係でございますけれども、教育長の立場というのが町の条例とか規則とか等で、独立していることは確かでございます。  
法律関係からしても、子供達の教育についての行政という立場から独立して進めていかなければならないことで、教育長さんがいらっしゃいます。  
それとは別に、今回が教育長も一緒に連帯責任というのは、あくまでも今回の事案というのは常勤特別職である3名、町長、副町長、教育長が我々職員を普段から管理監督する責任がございます。  
それは、年度によっては教育委員会へ出向し、教育長が職員を任命することにはなっておりますけれども、こういった事案に関しては、やはり常勤特別職の3人が連帯して行うべきものである、という風に審査委員会では話われています。

議長 村井 剛 庁内調査につきましては、私と伊藤副議長と二人で実はあれです。

9番 近藤美喜雄 議長さん、ちょっといいですか。先程の課長の説明、こういう風な考え方で処分したような減給したというようなことを言いましたけど、そういう風にすべきだという風なことを言っていました。  
これはね、今の役場の機構の中ではやはり条例規則にちゃんと謳われてないと誰が相談したとか、審査委員会だか何だか分からないけれども、その中で教育長さんも入ってるでしょう。そういう中でそのやるとか、やるべきだとかやらないとか、という風なことではなくて、明確にあるべきなんですよ。  
だからそうでないと、ただその時の委員の気持ちでやったりやらなかったりという風なことになるから、そういう風なことではちょっとまず、うまくないと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 これは事案の内容により、検討されるべき問題だと思っております。処分内容につきましては、当然、当事者につきましては規則云々によって公正に対処すべきものでございますが、今回の問題はあくまでも管理監督責任でございます。  
そこについていろいろな事案がありますので、それを規則等で定めるといったことは調べましたけれども、他でもございません。  
法律で行けば、地方公務員法第6条の中に任命権者が処分等を行う権限を有するとは書かれております。  
今回、教育長は任命権者ではございませんでしたが、そういうことを申しますと副町長も今度任命権者ではございません。町長が任命権者になりますし、特に今回は議長が任命権者になって参ります。  
じゃあ何故、議長が処分を下さなかったのかということになりますと、それは先程から申し上げてますように、職場としての採用、任命は町長であり、たまたま出向した先の出来事であると、それは普段から管理監督をしている常勤の特別職が処分を下すものだと、処分を下した場合は、その権限を有するということですので、それに関連した管理職員への監督責任ということで、仕事自体業務内容につきましては、教育長のそうい

った教育の関係ですから、特別の部署でいる訳でございますけども、職場とすればそういった特別な管理監督責任も連帯して負うのではないかと、ということで審査委員会の方では話が進められております。

- 9番 近藤美喜雄 もう一つね、これ最初から出てる言葉ですけども、管理監督の責任があるからということですが、この仕事の分担、いわゆる分担されたところでは課長から何、仕事は何、全部こうやっぱり責任を持ってやってるんですよ。  
ここにいる教育委員会の関係者については、責任を持ってやってる、だからこれは管理監督ですよ。けども、中身も良く分からないのに出来事があったから責任を負えと、こういう風なことは、私やっぱりちょっと管理監督という言葉はちょっと当てはまらないんじゃないか、と思ってこの質問をしてるんですよ。  
あくまでも分担して責任はそれぞれのところでやってるけども、何かあった時はみんな共同責任だよ、という考え方がいいのかどうかその辺。後まず確認します。

議長 村井 剛 あの、答弁求めますか。小野総務課長。

総務課長 小野良幸 日常的な業務についてはその通りでございます、と私も思っております。何回も説明はしておりますけども、これはそういった特定の分野における教育委員会だから、それから議会事務局だから、そういう問題じゃなくて基本的な我々の職員の資質そのものが問われている問題だと思います。  
そこについては、採用した町長部局そして町長部局というよりも役場の最高責任者である町長と特別職という観点から、話を進めておりました。以上でございます。

議長 村井 剛 同じ質問は3回までですので、これで。

- 9番 近藤美喜雄 3回目も4回目も今の場合には特別な問題だから、やっぱりうまく取り計らないとだめですよ。

10番 金一義 これはやっぱり規定をきちっとしておかないと、これはちょっと困るなという感じします。

5番 石井清人 議長、議長。

議長 村井 剛 はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。まず教育委員会は確かに法律上は教育行政の組織ですから、町長部局とは異なっているんですけども、しかし今回の事案について特別職3人が連帯して、この減給の条例出すと、1割カット1ヶ月これが規則にはないけども、もともと規則はないです。  
これはその時その時の事例でやっぱりこの重大性に鑑みて出すので、それを今回当局がそれを鑑みて、3人で連帯で出したということでありますから、それはそれで当局の考えですから、それはそれについて賛否をこの場で賛否を取って粛々と進めた方がいいと思います。これはもう同道巡りですから、それは後意味ないと思います。粛々と進めて下さい。

議長 村井 剛 同じ質問は3回ということでしたので、先程のいろいろ教育長に関する件については終了して参りたいと、次の方に入って行きたいという風に思います。  
他の答弁まだありますか。公表の前に報道機関に流れた件について、説明して下さい。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 その件については、さきがけ新聞記者が議会終了後に私の方に来まして、そういう職員の不祥事があったのは本当ですかと聞かれまして、その通り私は答えました。  
それでいつ公表するかということでしたが、次の日ということでもございましたので、町長とも相談しましたが、これはどうすることも出来ませんので、報道に至ったということでもございます。  
あと公表の関係については、今月の18日に懲戒処分、分限処分を行っております。その時に、町のホームページに公表しているということでもございます。以上です。

9番 近藤美喜雄 あと、庁内調査。

議長 村井 剛 庁内調査については、実は11月25日、私と伊藤副議長と局長に対して、この12月の10日、それから来年の6月の手当、これは6月の議会の最終日に当時の事務局長が、会計が不足しているので手当から臨時の会費を徴収しなければならないということ、皆さんにお知らせしております。

その日にちが近づいて来たので、実はこの日は議会運営委員会でしたので、議会運営委員会終了後、私と伊藤さんでどうも12月の10日なれば手当が出るんだけど、6月の段階でどうも大分会計が苦しい、という話が出てるので、そうすればどういう内容なのかということ、実は私と副議長と二人で局長に内容を見せていただきたいということ、申し入れました。

それで通帳を見せていただきまして、実はその時は局長も急に言われたものだから、資料等まだ十分整っていなかったの、後日きちっと整理して、再度私共に提示するという風な段取りになりました。

その段取りは、12月の議会運営委員会ですから12月の2日までその内容をきちっと提示していただきたいと、今の現状を提示していただきたいという風なことで、話をしております。

その後、ところが私共に提示する前に、局長が副町長に実はこういうことで私に副町長から互助会の内容を説明していただきたい、ということで実は千田副町長の方に相談したようです。

それで副町長が、だとすれば中身も見せて下さいということで、千田副町長の元で内容を実は精査した中で、私共にその後説明があったという風な経緯があります。

それで庁内調査がいわゆるその千田副町長の元で、内容を逐次調査をしたという風なことであります。

局長の相談を得て、調査を始めていたということでもあります。事務局長の相談でもって進めたという風なことであります。

もう少しで時間でありませうけども、このまま進めて参りたいと思いますが、議会運営委員長いいですね、昼休みしないでこのことについて進めて行くという風なことで、如何様に進めて参りたいと思います。

他にございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 それではないようでありますので、これにて議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。

日程第3、議案第59号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第59号は原案どおり可決されました。

今期、臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもって、八郎潟町議会第3回臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

( 午前12時00分 )